

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
は休日は、
の翌日)

取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間

実 施 場 所

昭和五十八年十月四日から
昭和五十九年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日

実施時間

実施区域

実施場所

昭和五十八年十月四日

午前十時から
正午まで

鳥取市

鳥取市賀露公民館

昭和五十八年十月五日

午後一時から
午後三時まで

鳥取市

鳥取市湖山公民館

昭和五十八年十月六日

午前十時から
午後三時まで

鳥取市立日進小学校

鳥取市立日進小学校

昭和五十八年十月七日

午前十時から
午後二時まで

鳥取市農業協同組合
中ノ郷支所

鳥取市農業協同組合
中ノ郷支所

昭和五十八年十月十二日

午前十時から
午後三時まで

鳥取市立日進小学校

鳥取市立日進小学校

昭和五十八年十月十三日

"

鳥取市立日進小学校

鳥取市立日進小学校

昭和五十八年十月十七日

午前十時から
午後二時まで

鳥取市立日進小学校

鳥取市立日進小学校

告 示

鳥取県告示第七百六十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、鳥

鳥取県告示第七百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
福羅 医院	倉吉市山根五三一	昭和五十八年八月二十三日
井上皮膚科クリニック	米子市茶町二七	"

鳥取県告示第七百六十七号

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号（農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山陰労災病院	米子市皆生一四八〇	昭和五十八年八月二十三日
局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一岸根ビル	"

鳥取県告示第七百六十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「岩美町農業協同組合」を「鳥取岩美農業協同組合」に、「東郷町農業協同組合」を「鳥取東郷農業協同組合」に、「北条町農業協同組合」を「鳥取北条農業協同組合」に、「大山町農業協同組合」を「鳥取大山農業協同組合」に改める。

鳥取県告示第七百六十八号

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第二十九号）附則第二条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭

森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る
地域森林計画を変更したので、同項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区
及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管
する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して
三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立
てることができる。

鳥取県告示第七百六十九号
公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十
年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。
その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林
水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

二 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点
から16の地点を通り17の地点に至る昭和五十三年一月二十六日付鳥取
県指令受河第六百九十号でしゆん功認可された埋立地と公有水面との
境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地
点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日の満潮
位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直
線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 細代漁港北防波堤灯台（北緯三五度三四分四九秒東經一

三四度一七分三三秒）から二一四度四五分五六七・八〇メートルの地点

一トールの地点

2の地点 1の地点から三四度三三分五〇・〇〇メートルの地点
3の地点 2の地点から一二四度三三分一九・八〇メートルの地点

(三) 面積

点

22の地点

21の地点から一一三度二四分三十六一・〇〇メートルの地

21の地点

20の地点から一九四度二二分二一九・八〇メートルの地

20の地点

19の地点から一〇四度五〇分二三・三〇メートルの地点

19の地点

18の地点から一九〇度一七分四・〇〇メートルの地点

19の地点

18の地点から一九〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点

18の地点

17の地点から一〇〇度一七分八八・五〇メートルの地点

17の地点

16の地点から一〇〇度一九分八四・六〇メートルの地点

17の地点

15の地点から一一〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点

16の地点

15の地点から一一〇度五〇分八五・四〇メートルの地点

17の地点

16の地点から一〇〇度一九分八四・六〇メートルの地点

18の地点

17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点

19の地点

18の地点から一九〇度一七分四・〇〇メートルの地点

20の地点

19の地点から一〇四度五〇分二三・三〇メートルの地点

21の地点

20の地点から一九四度二二分二一九・八〇メートルの地

22の地点

21の地点から一一三度二四分三十六一・〇〇メートルの地

9の地点

8の地点から三〇四度三分二四六・一〇メートルの地

8の地点

7の地点から三四度三三分一五・〇〇メートルの地

7の地点

6の地点から一一四度三分一五・〇〇メートルの地

6の地点

5の地点から一二四度三分六〇・〇〇メートルの地

5の地点

4の地点から三四度三分二五・〇〇メートルの地

一八〇、五四四・〇七平方メートル
4の地点から一二四度三分六〇・〇〇メートルの地
5の地点から一一四度三分一五・〇〇メートルの地
6の地点から一二四度三分三〇〇・〇〇メートルの地
7の地点から一一四度三分一五・〇〇メートルの地
8の地点から三四度三分一五・〇〇メートルの地
9の地点から三〇四度三分二四六・一〇メートルの地一八〇、五四四・〇七平方メートル
三 理立てに関する工事の施行区域
(一) 位置
岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇一六地先から同町大字大谷字中町田濱七四三までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに蒲生川の河川水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点とを直

線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 網代漁港北防波堤灯台(北緯三五度三四分四九秒東経一三四度七分三三秒)から二三五度一四分七二六・〇〇メートルの地点

イの地点 アの地点から五度三三分三五五・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から六六度一四分六一六・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から八九度一四分二六〇・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から一五五度一四分三〇〇・〇〇メートルの地

点

カの地点 オの地点から一二四度〇三分三一〇・〇〇メートルの地

点

キの地点 カの地点から一〇二度三三分九八・〇〇メートルの地点

クの地点 キの地点から一九二度三三分九〇・〇〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から一八二度三三分一五六・〇〇メートルの地

点

コの地点 ケの地点から一〇〇度四〇分四一七・〇〇メートルの地

二	都市計画事業の種類及び名称	鳥取市	鳥取県告示第七百七十号	サの地点 コの地点から二一四度三三分三二〇・〇〇メートルの地 点
三	事業施行期間	鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道（秋里処理区）	都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づ き、都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項に おいて準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。	(三) 面積 八九六、八九五・八五平方メートル
		鳥取県知事 西 尾 邑 次	埋立地の用途 漁港施設用地及び関連用地	四 埋立地の用途 漁港施設用地及び関連用地
		昭和五十八年九月二日	出願年月日 昭和五十八年八月三十日	五 出願年月日 昭和五十八年八月三十日

四 事業地
収用の部分

事業地に鳥取市田護寺を加え、同市覚寺、立川町四丁目、立川町
五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、卯垣、卯垣一丁目、卯垣二
丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、岩倉、滝山、大村、吉成、大覚寺、
新及び雲山地内において事業地を変更する。

使用の部分
なし